

家族旅行村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

家族旅行村条例の一部を改正する条例

家族旅行村条例（昭和58年岩手県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額
テントサ イト	宿泊	[略]	円 <u>3,100</u>	[略]	テントサ イト	宿泊	[略]	円 <u>3,200</u>	[略]
	[略]			[略]		[略]			[略]
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。